



平成26年度一般会計外10特別会計予算
141億1853万1000円可決！

新年度予算

平成26年第1回定例会が、3月5日から3月14日にわたって開かれました。
新年度予算や条例の制定などの議案を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。
審議した議案のあらまは、次のとおりです。

◎一般会計予算

88億9191万5000円

賛成討論 本多 浩議員

◎国民健康保険事業特別会計

17億4736万5000円

◎後期高齢者医療特別会計

1億4241万9000円

◎介護保険事業特別会計

10億3721万5000円

◎介護サービス事業特別会計

4138万円

◎簡易水道事業特別会計

2億8029万9000円

25年度補正予算

◎一般会計補正予算(第15号)

5億7084万9000円

を増額し、予算額は93億23

4万8000円となりました。

補正の内容は、交付税の確

定と基金利息分の精査による

基金への積み立て、病院事業

会計への繰出金、消防救急デ

ジタル無線共同整備事業等

です。

繰越明許費

◎宮農用水道等事業特別会計
予算
2979万9000円

◎公共下水道事業特別会計
算
4億7163万3000円

◎漁業集落排水事業特別会計
予算
639万5000円

◎風力発電事業特別会計
5613万6000円

◎病院事業会計

・収益的収入及び支出

13億2665万7000円

・資本的収入及び支出

8731万8000円

・がんび岱地区農道整備事業
3万円

・愛知地区基盤整備事業
40万円

・ 檜山広域行政組合消防費負担金（本部経費分）（消防救急デジタル無線共同整備事業分）
8583万1000円

※繰越明許費とは

年度内に支出を完了することのできない見込みのある経費については、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができ、この経費を繰越明許費といいます。

毎会計年度の歳出予算はその年度内に使用することが原則ですが、実情にそぐわず、予算使用が非効率的になる場合に使用されます。

◎国民健康保険事業特別会計 補正予算（第5号）

3316万9000円を増額し、予算額は17億5871万2000円となりました。

補正の内容は、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費の追加、病院事業会計への繰出金の増額等です。

◎後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

135万9000円を増額し、予算額は1億2337万6000円となりました。

補正の内容は、肺炎球菌ワクチン予防接種費用などの健康増進事業に対して広域連合から交付される補助金の一般会計へ繰出金の増額等です。

◎介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

1130万7000円を増額し、予算額は10億792万6000円となりました。

補正の内容は、介護サービス給付費、介護予防給付費の利用者増による増額、高額医療合算介護サービス費の負担実績に基づく増額です。

◎介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）

29万9000円を減額し、予算額は4459万6000円となりました。

補正の内容は、介護予防プラン作成委託業務の対象者が当初見込みより少なかったことによる減額です。

とによる減額です。

◎簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

2億9384万3000円を増額し、予算額は11億139万8000円となりました。

補正の内容は、平成26年に実施予定の大成区水道施設整備事業を国の経済対策により前倒しで実施するための増額等です。

◎営農用水道等事業特別会計補正予算（第4号）

166万7000円を増額し、予算額は3256万7000円となりました。

補正の内容は、営農用水道等整備基金への積立金による増額等です。

◎公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

721万6000円を減額し、予算額は4億1443万6000円となりました。

補正の内容は、施設の維持管理経費、下水道事業費の精査による減額等です。

◎風力発電事業特別会計補正予算（第1号）

415万3000円を減額し、予算額は5121万円となりました。

補正の内容は、洋上風車の故障により売電収入の減収が見込まれることから、基金への積立てを精査したことによる減額等です。

◎病院事業会計補正予算（第6号）

収益的収入及び支出において、3576万1000円を増額し、予算額は12億7018万円となりました。

補正の内容は、職員の時間外勤務手当及び臨時医師賃金、血友病患者に対する薬品購入、入院患者数の増による給食業務委託料の増、CT装置管路取替等の減価償却費、医療機器の廃棄処分等です。

◎職員給与に関する条例の一部改正

資本的支出において1億1402万6000円を増額し、予算額は2億3259万4000円となりました。

補正の内容は、国保直営診療施設整備補助金、エックス

線撮影装置の減価償却費等です。

条 例

◎障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正

平成26年4月から市町村の障害福祉サービスの種類等の決定に係る障害程度区分が、障害支援区分へ変更となることや、調査項目等が106項目から80項目に整理されることから本条例の一部を改正しました。

◎行政財産使用料条例等の一部改正

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることから本条例の一部を改正しました。

◎職員の給与に関する条例の一部改正

持家に住んでいる職員に支給されている月額10000円の住宅手当を、平成26年4月1日から廃止するために本条

例の一部を改正しました。

◎ 税条例の一部改正

現在、宿泊客は1日150円、宿泊を伴わない入浴客は1日100円の入湯税を課していますが、平成26年4月1日から宿泊を伴わない入浴客には入湯税を課さないこととするため本条例の一部を改正しました。

◎ 健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部改正

除雪サービス事業において、除雪を行う掻き手の高齢化等により、確保が年々困難となつていくことや、利用者の多様なニーズに対応できるサービスとし、ニーズと費用に見合った内容とするために本条例の一部を改正しました。

◎ 産業担い手育成条例の一部改正

掻き手による除雪経費は2万円、機械を利用した除雪経費は2万5000円が補助の限度額となります。

◎ 町内外から担い手の就業を

一層促進するとともに、就業時の初期負担の軽減等を図るため本条例の一部を改正しました。

◎ 国民宿舎条例の一部改正

現在の使用料の上限額設定では、提供するサービスに限りがあり、地元食材等を利用した食の提供に対する要求が増加していることから、利用者のニーズに対応できるプラン設定のための使用料の上限額の改正と、消費税率の段階的引き上げに対応するため、料金表示を税抜き表示にするため本条例の一部を改正しました。

◎ 防災行政用無線施設管理条例の一部改正

防災行政用無線の戸別受信機の設置を希望する町内の事業所等にも対応するため、また設置者の負担額や要件について明確化するために本条例の一部を改正しました。

◎ 営農用水道等給水条例の一部改正

大成区水道施設整備事業の一部完了に伴い、現行定額料金制度の砂貝取潤簡易給水施設、中貝取潤簡易給水施設、平浜飲料水供給施設を廃止し、平成26年4月1日から久遠簡易水道に統合して、計量給水料金制とするため、また給水区域の表示を統一して、文言を整理するために本条例の一部を改正しました。

その他の

◎ 定住自立圏形成協定の締結

平成26年度から函館市との間において、定住自立圏形成協定を締結するため、せたな町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求められたものです。

◎ 公有水面埋立免許の出願に伴う意見について

第1種上浦漁港の漁港施設の用地については、公有水面埋立法第3条第4項の規定により北海道知事から意見を求め

られたため、議決をしたものです。

◎ 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の協議

上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、規約の協議があつたものです。

◎ 指定管理者の指定について (町営牧場)

町営牧場の管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しました。

- 一、公の施設の名称
せたな町営牧場
- 二、指定管理者となる団体の名称及び所在地
新函館農業協同組合
北斗市本町1丁目1番21号
- 三、指定の期間
平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しました。

- 一、公の施設の名称
せたな町米乾燥貯蔵施設
- 二、指定管理者となる団体の名称及び所在地
新函館農業協同組合
北斗市本町1丁目1番21号
- 三、指定の期間
平成26年4月1日から
平成31年3月31日まで

◎ 指定管理者の指定について (玄米ばら集出荷施設)

玄米ばら集出荷施設の管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しました。

- 一、公の施設の名称
せたな町玄米ばら集出荷施設
- 二、指定管理者となる団体の名称及び所在地
北檜山町農業協同組合
せたな町北檜山区北檜山20番地
- 三、指定の期間
平成26年4月1日から
平成31年3月31日まで

◎ 指定管理者の指定について (米乾燥貯蔵施設)

米乾燥貯蔵施設の管理及び

- 一、公の施設の名称
米乾燥貯蔵施設
- 二、指定管理者となる団体の名称及び所在地
新函館農業協同組合
北斗市本町1丁目1番21号
- 三、指定の期間
平成26年4月1日から
平成31年3月31日まで

意見書

◎ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎患者の合計が350万人以上とされるほど蔓延しているのは、肝炎対策基本法等により、国の責めに帰すべき事由によることは明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、治療方法が限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の治療費だけでなく、就労不能の方も多く、生活は困窮をきわめています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、認定基準が厳しく、肝炎患者に対する生活支援に実効性を発揮していないと指摘されています。

「特定B型肝炎ウイルス感

染者給付金等の支給に関する特別措置法」の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がん

の患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされましたが、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であることから、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを實現するよう政府に強く要望します。

提出議員 熊野 主税
賛成議員 澤田 光子

同 大野 一男
同 内田 尊之
同 大湯 圓郷

◎国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書

TPP交渉は、本年2月のTPP閣僚会合においても「実質合意」は見送られたが、4月のオバマ大統領の訪日までに「実質合意」、「原則合意」の道筋をつけ、日米首脳会談で日本側が新たな譲歩を行うことが強く懸念されています。

TPPは、聖域なき関税撤廃と一部の多国籍企業に都合のよいルール改正や、規制緩和を同時に進める危険な協定であることから、農林水産業に大打撃を与え、地域経済を衰退させるばかりでなく、国家主権を揺るがすISD条項や医療・医薬品、金融・保険、労働市場、公共事業、食品の安全基準・表示制度など、「国のかたち」を変えかねない、国民の暮らしと命を危機に陥れるものです。

特に、農林水産業が基幹産業である北海道並びに本町において、重要農畜産物などの関税撤廃や引き下げが行われ

た場合、持続的な農林水産業への取組みは困難となり、自然環境と地域社会の崩壊を招くことは自明の理です。

こうした中で、日本政府が、国会や国民全体に対して十分な情報提供がないままに、アメリカからの完全かつ包括的な自由化要求に応じ、国会決議を逸脱するような譲歩を行うことは断じて容認できず、国益を損なうTPP合意には断固反対です。

よつて、国においては、TPP交渉に関する情報開示を徹底し、交渉過程の透明性を確保するとともに、衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。また、国会決議を守れない場合は、TPP交渉から脱退すること強く要望します。

あわせて、日豪EPAなど全ての国際貿易交渉において、多様な農業の共存を基本理念として、例外措置として重要品目の関税を維持するという基本方針を堅持することを重ねて要望します。

提出議員 本多 浩
賛成議員 細川 伸男

同 奥村喜美男
同 石原 広務
同 小平 久
同 平澤 等

※内閣総理大臣のほか関係する大臣、衆議院・参議院議長に提出しました。
※意見書は要約して掲載しています。

